

令和2年度管理建築士講習のご案内

平成20年11月28日に施行された新建築士法により、管理建築士となるには建築士として3年以上の設計その他の国土交通省令で定める業務に従事した後、登録講習機関が行う講習を修了しなければなりません。

■講習日・講習会場等

| 会場コード | 講習日 | 講習会場 | 定員 |
|-------|--------------|---|----|
| 4B-02 | 令和2年11月5日(木) | 静岡県建築士事務所協会 会議室 (静岡市葵区追手町2-12 静岡安藤ハザマビル7階) | 7名 |
| 4B-03 | 令和3年2月3日(水) | 静岡県建築士事務所協会 会議室 (静岡市葵区追手町2-12 静岡安藤ハザマビル7階) | 7名 |

- ・講習時間は午前9時～午後5時予定です。
- ・コロナウイルス感染の広がり等の状況によっては、日程変更等が生じる場合があります。その場合、受講申込者の方にご連絡するとともに、当協会HPでご案内いたします。

■受講申込書の配布

【配布場所】 (一社)静岡県建築士事務所協会 本会事務局

〒420-0853 静岡市葵区追手町2-12 静岡安藤ハザマビル7階 TEL:054-255-8931

※郵送配布をご希望の方は1部につき140円切手と宛名シール等を同封し、事務局へ送付して下さい。

※建築技術教育普及センターホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)からダウンロードも出来ます。

■受講申込書の受付

【受付期間】 令和2年9月14日(月)～定員になり次第締切り (土日祝は除く)

【受付場所】 (一社)静岡県建築士事務所協会 本会事務局

〒420-0853 静岡市葵区追手町2-12 静岡安藤ハザマビル7F TEL:054-255-8931

【申込方法】 業務経歴のチェックがありますので、郵送前に必ず申込書本票と建築士免許証をFAXして下さい。内容を確認後、事務局からご連絡いたしますので、それから簡易書留で本会事務局まで郵送して下さい。

【受講対象者】

■将来管理建築士になることを考えている人

■管理建築士の変更を予定している事務所で、新しい管理建築士が未受講の場合

管理建築士を変更する際に新しい方が管理建築士講習を修了していない場合は管理建築士になることが出来ません。そのため、修了結果が出るまでの期間は事務所の廃業となり業務が行えません。このようなことが無いよう、事務所に他に所属建築士がいる場合は、管理建築士講習を受講していることが望ましいです。

(注意)※本講習を1度修了している方は、再受講する必要はありません。(建築士定期講習は3年に一度受講)

■受講手数料 16,500円(消費税・テキスト代を含む)

■修了者発表 講習日の翌月末を予定

■問合せ先 (一社)静岡県建築士事務所協会 TEL:054-255-8931/FAX:054-255-8955